

平成25年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

平成26年3月

島根県監査委員

監 第 1 4 0 号

平成26年3月11日

島根県議会議長
島根県知事様
島根県教育委員会委員長

島根県監査委員 藤間 恵一

島根県監査委員 平谷 昭

島根県監査委員 法正 良一

島根県監査委員 後藤 勇

平成25年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告に
ついて

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成26年9月末日までにしてください。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者	4
第 2	監査の結果	7
I	監査結果（総括）	7
1	指摘事項	7
2	指導事項及び指示事項	8
3	意見	8
II	監査結果（個別）	11
1	神々の国しまね実行委員会	11
2	(公財)しまね農業振興公社	14
3	(公財)ふるさと島根定住財団	19
4	公立大学法人島根県立大学	21
5	(公財)島根県育英会	23
6	(一財)島根県建築住宅センター	25
7	松江商工会議所	27
8	出雲商工会議所	28
9	萩・石見空港利用拡大促進協議会	29
10	隠岐空港利用促進協議会	31
11	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	34
12	(一社)島根県私学教育振興会	36
13	石見観光振興協議会	37
14	神話の国縁結び観光協会	39
15	隠岐観光協会	41

16	(一財)くにびきメッセ	43
17	学校法人澤田学園	45
18	山陰国際観光協議会	46
19	広島県・島根県観光連携協議会	48
20	(公財)しまね国際センター	49
21	(公財)しまね文化振興財団	51
22	(公財)しまね女性センター	54
23	(公財)島根県建設技術センター	56

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第199条第7項^(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体及び公の施設^(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1)地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(注2)公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により1千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認められた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認められた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 借入保証、信託に係る団体

県が借入保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成24年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
社団法人 (注3)	6	6	1	1	1		
公益社団法人	2	1			1		
財団法人 (注3)	7	3			4		5
公益財団法人	14	6	3	3	12		3
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	3	3					
社会福祉法人	15	15					
農林水産組合	3	1	2				
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11		1		3		7
その他	26	19	2	1	3	1	3
合計 (注4)	117	84	9	5	24	1	18

(注3) 社団法人及び財団法人は、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度において特例民法法人として存続しているものをいう。

(注4) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

平成25年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の23団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした 財政的援助等の内容
1	神々の国しまね実行委員会	観光振興課	補助金
2	(公財)しまね農業振興公社	農業経営課	補助金・貸付金・ 損失補償
		農畜産振興課	補助金・貸付金
		農地整備課	補助金・貸付金
3	(公財)ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課	補助金・出資
4	公立大学法人島根県立大学	(総務部) 総務課	補助金・交付金
5	(公財)島根県育英会	(総務部) 総務課	補助金・貸付金・ 出資
		高校教育課	補助金
6	(一財)島根県建築住宅センター	建築住宅課	補助金
7	松江商工会議所	中小企業課	補助金
8	出雲商工会議所	中小企業課	補助金
9	萩・石見空港利用拡大促進協議会	交通対策課	補助金
10	隠岐空港利用促進協議会	交通対策課	補助金
		観光振興課	補助金
11	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	交通対策課	補助金
12	(一社)島根県私学教育振興会	(総務部) 総務課	補助金
13	石見観光振興協議会	観光振興課	補助金
14	神話の国縁結び観光協会	観光振興課	補助金
15	隠岐観光協会	観光振興課	補助金
16	(一財)くにびきメッセ	商工政策課	補助金・出資・指 定管理
17	学校法人澤田学園	(総務部) 総務課	補助金
18	山陰国際観光協議会	観光振興課	補助金・負担金
19	広島県・島根県観光連携協議会	観光振興課	負担金
20	(公財)しまね国際センター	文化国際課	出資
21	(公財)しまね文化振興財団	文化国際課	出資・指定管理
		文化財課	指定管理
22	(公財)しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
23	(公財)島根県建設技術センター	土木総務課	出資

なお、今回、監査を実施した指定管理施設は、次のとおりである。

	施設名	指定管理者名	年度	利用者数 (人)	指定管理料 (千円)	利用 料金制
1	産業交流会館 (くにびきメッセ)	一般財団法人 くにびきメッセ	H24	352,398	0	○
2	男女共同参画センター (あすてらす)	公益財団法人 しまね女性センター	H24	40,886	86,200	
3	島根県民会館	公益財団法人 しまね文化振興財団	H24	591,490	193,880	○
4	芸術文化センター (グラントワ)	公益財団法人 しまね文化振興財団	H24	349,538	309,487	○
5	八雲立つ風土記の丘	公益財団法人 しまね文化振興財団	H24	18,809	57,733	

※ 利用料金制とは、公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を収入させ、施設を運営する制度である。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

監査実施団体については実地監査を行い、監査実施団体の所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として平成24年度を対象とし、必要に応じ平成23年度及び平成25年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

	監査実施団体名	監査実施年月日
1	神々の国しまね実行委員会	平成25年10月30日
2	(公財)しまね農業振興公社	平成25年11月13日
3	(公財)ふるさと島根定住財団	平成25年11月12日
4	公立大学法人島根県立大学(本部・浜田キャンパス)	平成25年11月11日
	〃(出雲キャンパス)	平成25年11月12日
	〃(松江キャンパス)	平成25年11月13日
5	(公財)島根県育英会	平成25年10月30日
6	(一財)島根県建築住宅センター	平成25年10月31日
7	松江商工会議所	平成25年11月13日
8	出雲商工会議所	平成25年11月12日
9	萩・石見空港利用拡大促進協議会	平成25年11月 1日
10	隠岐空港利用促進協議会	平成25年10月31日
11	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	平成25年11月12日
12	(一社)島根県私学教育振興会	平成25年10月31日
13	石見観光振興協議会	平成25年11月11日
14	神話の国縁結び観光協会	平成25年10月30日
15	隠岐観光協会	平成25年10月31日
16	(一財)くにびきメッセ	平成25年10月31日
17	学校法人澤田学園	平成25年11月13日
18	山陰国際観光協議会	平成25年10月30日
19	広島県・島根県観光連携協議会	平成25年10月30日
20	(公財)しまね国際センター	平成25年11月12日
21	(公財)しまね文化振興財団(島根県民会館)	平成25年10月30日
	〃(芸術文化センター)	平成25年11月 1日
	〃(八雲立つ風土記の丘)	平成25年11月13日
22	(公財)しまね女性センター	平成25年11月 6日
23	(公財)島根県建設技術センター	平成25年11月13日

所管課については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 藤 間 恵 一

監査委員 平 谷 昭

監査委員 法 正 良 一

監査委員 後 藤 勇

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果はⅡ 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、是正又は改善を要するものとして指摘する事項が2件、是正を求めて指導、指示する事項が11件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、個別の意見を除き、監査全般を通じて申し述べる意見は3件である。

なお、指摘事項及び意見については、監査結果（個別）に掲げた意見を含め、県報登載により公表し、指導事項及び指示事項とともに該当する監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

1 指摘事項

是正又は改善を要するものとして指摘する事項は、次のとおりである。

(1) 補助金の管理執行が適切でなかったものについて

【隠岐空港利用促進協議会】

島根県空港利用促進事業費補助金の事業の一部について、隠岐観光協会と共同で実施し、その実施主体となった同協会に対し、事業費総額の一部を負担金として支出しているが、負担金の積算根拠が示されていないなど証拠書類記載内容の不備や確認漏れがあった。

(2) 補助金交付事務が適切でなかったものについて【交通対策課】

交通対策課においては、隠岐空港利用促進協議会における補助事業の実施状況について、現地への出張等の際に証拠書類で確認するなどの進捗管理を行っていたとして、事業終了後の実績報告に関する確認については提出書類審査によって行い、補助金額を確定していた。

しかしながら、島根県空港利用促進事業費補助金事業の一部について隠岐観光協会と共同実施した事業への負担金の積算根拠について適切に把握されていないなど、関係諸帳簿の確認が適切に行われておらず、実績報告における補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が不十分であることが判明した。

2 指導事項及び指示事項

該当の団体、所管課に対し文書により是正を求めて指導、指示する事項は、次のとおりである。

(1) 指導事項（団体）（7件）

- ア 執行伺の記載に不備があったもの（3件）
- イ 帳票の記載に誤りがあったもの
- ウ 契約書の記載に不備があったもの
- エ 補助金実績報告書の記載に誤りがあったもの
- オ 執行伺や計画書の不備があったもの

(2) 指示事項（所管課）（4件）

- ア 検査員の指定が適切でなかったもの
- イ 委託事業での実施が適切と思われるもの
- ウ 管理委託物品の整理が十分でなかったもの
- エ 補助事業の経理方法についての指導が十分でなかったもの

3 意見

監査全般を通じて申し述べる意見は、次の3件である。

(1) 指定管理のあり方について【人事課】

平成23年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、次回の更新時には指定管理者制度が導入されて10年が経過することから、この制度の検証を行う中で、個別施設の特性や管理実態を踏まえて、柔軟な期間設定等についても検討されたいと意見を述べたところである。

今回の監査では、指定管理者3団体の監査を行ったが、その中において、将来を見据えた活動の展開や、活動を担う人材の育成、確保を行う上で課題があるとする意見があった。

平成26年度には、県の指定管理施設のうち24施設が一斉更新の手続きをされる予定であり、現在基準の見直しを検討中とのことであるが、他県の動向等も踏まえ、期間設定等について、個別施設の特性や管理実態に応じた柔軟な対応を行われたい。

(2) 観光振興施策の推進について【観光振興課】

島根県では、平成24年の「古事記編纂千三百年」、平成25年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、歴史文化に彩られた「しまね」の魅力を全国にアピールし、観光交流の一層の拡大を通じて地域の振興を図るととも

に、県民自ら歴史・文化の魅力をも再認識し郷土に対する誇りを醸成する「神々の国しまね」プロジェクトを立ち上げ、強力に取り組んでいる。

今回の監査では、「神々の国しまね」プロジェクトの実施主体となっている神々の国しまね実行委員会をはじめ、県が財政支援を行っている観光関係団体（神話の国縁結び観光協会、石見観光振興協議会など）の事業の実施状況やその成果等について確認を行ったところである。

プロジェクトによるPRや「神話博しまね」の開催、「出雲大社平成の大遷宮」などにより本県への全国からの関心も高まり、多くの観光客が訪れているが、観光客の動向を見ると、出雲部が中心となっており、石見部、隠岐を含む県下全域で増えていくようにすることが課題となっている。

平成25年9月の隠岐の世界ジオパーク認定や平成26年3月からの萩・石見空港の東京便2便化、中国横断道尾道松江線の延伸等の追い風もあり、プロジェクトの成果を一過性のもので終わらせないように、引き続き行政、民間、県民が一緒になって島根の観光振興に取り組んでいく必要がある。

平成25年度からは、観光振興課内にしまねの魅力発信室を設置して、「神々のご縁観光総合対策事業」として「ご縁の国しまね」キャンペーンを展開中であるが、引き続きこれまでの成果を継続・発展させていくとともに、観光市場の変化に的確に対応しながら、地域資源を生かした本県観光の更なる魅力アップや隣県を含む広域的な旅行商品づくりなどにより、県内全域への観光誘客の拡大に努められたい。

(3) 補助事業に係る実績確認について【所管課】

補助事業に係る実績確認については、平成21年度会計に係る定期監査結果報告において、「補助事業者等から提出された実績報告書等の書類の審査だけで実績を十分確認することができる場合を除き、できる限り現地調査を実施し、必要に応じ証拠資料の提出を求め確認するなど、その実績確認を適切に行うようにされたい。」と意見を述べた。

これに対する措置として、県においては、できる限り補助金交付先に出向いて、補助事業者から、実績報告書の内容について、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行い、補助金額の確定を行うなど適切な実績確認を行うこととされたところである。

しかしながら、今回の財政的援助団体等監査において、その確認が不十分な事例があった。

については、実績確認について、実施状況の把握と実施結果の確認が適切に行われるよう改善されたい。

また、補助対象事業の範囲、執行基準等について具体的に示すなど、補助事業者に対し十分な周知を図るとともに適切な指導をされたい。

II 監査結果（個別）

1	団体名	神々の国しまね実行委員会	所管課	観光振興課
---	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成23年3月15日

(2) 設立目的

平成24年の「古事記編纂千三百年」、平成25年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、古事記、日本書紀、出雲国風土記、万葉集などに描かれ、現代まで連綿と受け継がれてきた歴史文化に彩られた「しまね」の魅力を、県・市町村・民間団体等が一体となって広報宣伝や企画事業を展開することにより、島根の存在感を全国にアピールし、観光交流の一層の拡大を通じて地域の振興を図るとともに、県民自ら歴史・文化の魅力を再認識し郷土に対する誇りを醸成する。

(3) 主な事業と構成員

「神々の国しまね」プロジェクト（平成22年度～25年度）の実施主体として、プロジェクトの基本構想に掲げられた次の5本柱に沿った事業を展開している。

①「ふるさと再発見」

地域の歴史・文化の魅力を再発見するための講演会等の開催や県民自らが企画する研修会等の開催支援

②「おもてなし」

多くの観光客に満足していただけるよう県内各地で観光ガイドの養成や観光関係者の研修会等の開催支援

③「イベント」

多くの観光客に来県してもらえるようプロジェクトのシンボルイベント「神話博しまね」の開催や地域が主体となった圏域イベント、県民が主体となった地域イベントの開催支援

④「情報発信」

テレビ、雑誌、新聞など様々なマスメディアを活用した広報や公式キャラクター「しまねっこ」、公式メッセージソング「はじまりの物語」を活用した観光PR等の展開

⑤「旅行商品づくり」

県内各地でのまち歩きを促進する定時ガイドツアーやパワースポットなどの周遊バス旅行の商品化、県外の旅行会社やマスコミ等に対する観光情報説明会の開催等

構成員は、知事、県観光連盟会長、市長会長、町村会長のほか、商工団体、観光団体、旅行・運輸関係団体等の代表者の22名である。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 神々の国しまね実行委員会補助金

① 内容

平成24年の「古事記編纂千三百年」、平成25年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、魅力ある歴史・文化等を活用し、県・市町村・民間団体等が一体となって「しまね」の存在感を全国にPRし、本県への観光誘客を図るとともに、県民自ら郷土のすばらしさを再認識し、ふるさとへの誇りと自信を醸成するため、団体が実施する観光交流事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 1,008,704千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

プロジェクトの成果を生かした観光の振興について

神々の国しまね実行委員会は、「神々の国しまね」プロジェクト（平成22年度～25年度）の実施主体として設立されたものであり、このプロジェクト終了後、決算をした段階で解散の予定である。

このプロジェクトにより、県内各地では、まち歩き定時ガイドツアーや周遊バスツアーなどの新たな旅行商品の造成、地域が主体となったイベントの開催などの取組を通じて、様々なノウハウが得られるとともに、行政・民間団体・県民が協働した観光地づくりが進展した。

また、プロジェクトで開催した「神話博しまね」や他機関と連携した「出雲大社展」には予想を超える来場者があるなど、全国からの関心も高まっている。平成25年には、「出雲大社平成の大遷宮」などの効果により多くの人が島根を訪れており、今後もこの流れが続いていくようにしなければならない。

一方で、観光客数の動向を見ると、出雲部に集中しており、この成果を石見部、隠岐へ波及させることが課題となっている。

については、引き続きこのプロジェクトで得られた成果を継続・発展させていくとともに、観光市場の変化に的確に対応しながら、地域資源を生かした本県観光の更なる魅力アップや情報発信などにより、県内全域への観光誘客の拡大に努められたい。

2	団体名	(公財) しまね農業振興公社	所管課	農業経営課 農畜産振興課 農地整備課
---	-----	----------------	-----	--------------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和45年8月1日

(2) 設立目的

島根県農業の発展に必要な農地保有の合理化、農業の担い手の確保育成、農業の生産基盤の整備及び農業構造の改善を図り、もって島根県農業の振興及び農村社会の発展並びに国土の有効利用に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

なお、出資団体の監査は県出資比率が4分の1以上のものを対象としていることから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額 1,000千円 (県出資比率: 0.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公益財団法人しまね農業振興公社補助金 (農地保有合理化事業)

① 内容

農地有効利用の促進を図るため、団体が行う農地保有合理化事業等の業務運営体制の強化に必要な経費を補助する。

② 補助金額 5,719千円

イ 21世紀新農業担い手育成確保事業費補助金

① 内容

21世紀のしまね農業を担う優れた新規就農者を確保・育成することを目的として、就農志向段階から新規就農及び就農初期の段階まで幅広い支援を行うために団体が実施する就農相談・支援活動事業等に必要な経費を補助する。

② 補助金額 13,747千円

ウ 新規就農者総合対策事業費補助金

① 内容

農業・農村の担い手を育成・確保するため、団体が実施する就業プランナー・PR強化事業及び研修受入農家助成事業に必要な経費を補助する。

② 補助金額 25,195千円

エ 中海干拓農地保有合理化促進事業補助金

① 内容

中海干拓農地(揖屋・安来地区)の速やかかつ円滑な売渡しを行うため、団体が実施する売渡し・貸付け促進及び体制整備に要する経費、農家の農地取得の負担軽減のための営農助成金交付に必要な経費を補助する。

② 補助金額 703,563千円

オ 石央農用地等保有対策事業費補助金

① 内容

石央第一区域畜産基地建設事業により造成した農用地等の保全管理を図るため、当該農用地が売却できるまでの間、その保全管理を行う団体に対し、必要な経費を補助する。

② 補助金額 1,039千円

(2) 貸付金

ア しまね農地保有合理化事業貸付金

① 内容

農業の担い手へ農地を利用集積するため、団体が実施する農地保有合理化事業に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成23年度末残高	0千円
平成24年度貸付額	50,000千円
平成24年度返済額	50,000千円
平成24年度末残高	0千円

イ 就農支援資金貸付金

① 内容

青年農業者等の育成を図るため、団体が実施する認定就農者に対する就農研修資金、就農準備資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成23年度末残高	72,912千円
平成24年度貸付額	0千円
平成24年度返済額	4,248千円
平成24年度末残高	68,664千円

ウ 新規就農者経営安定資金貸付金

① 内容

県内の農業の担い手を育成・確保するため、市町村が実施する新規就農者に対する経営安定資金の貸付けに必要な資金を団体が貸し付けるための貸付原資を貸し付ける。

② 貸付金額

平成23年度末残高	1,575千円
平成24年度貸付額	0千円
平成24年度返済額	450千円
平成24年度末残高	1,125千円

エ 中海干拓地貸付金

① 内容

中海干拓農地（揖屋・安来地区）について、平成元年9月28日に金融機関から借り入れた中海干拓事業負担金の一括償還に係る資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成23年度末残高	2,414,877千円
平成24年度貸付額	0千円
平成24年度返済額	739,000千円
平成24年度末残高	1,675,877千円

オ 石央農用地等保有対策事業資金貸付金

① 内容

石央第一区域畜産基地建設事業により造成した農用地等の保全管理に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成23年度末残高	0千円
平成24年度貸付額	508,144千円
平成24年度返済額	508,144千円
平成24年度末残高	0千円

(3) 損失補償

ア 農地保有合理化事業に係る損失補償

① 内容

団体が農地保有合理化事業を実施するために金融機関等から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 農地中間管理事業への適切な対応について

国においては、農業競争力強化を進めるため、米の生産調整の見直しなど農業政策の大転換を進めつつあり、この政策の一環として、農地中間管理事業の推進に関する法律を制定し、都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、小規模な農地や分散している農地を集めて、意欲ある農業者（農家や企業）に貸し出す仲介役を担わせる制度が創設された。

この機構については、各都道府県知事が農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる一般財団法人又は一般社団法人を、その申請により一つ指定することとされ、島根県においては、この機構の指定先として県内唯一の農地保有合理化法人であるしまね農業振興公社が想定されているとのことである。

については、この機構の指定は、業務量の大幅な増加等しまね農業振興公社の運営に大きな影響を及ぼすことが予想されるところから、国の動向を注視しつつ、団体の組織体制の整備など適切な対応に努められたい。

② 石央農用地の有効活用等について

石央農用地については、一部（新開団地）が浜田市に売却されるとともに、一部貸付けが行われ耕作されているものの、未利用の状況で公社が草刈りや巡回等の管理を行っている。

こうした中、浜田市において、今後期待される新規就農や認定農業者の規模拡大等を図るため、新開団地と同様の拠点農業団地として整備を行う計画が検討されている。

については、関係機関と連携し、石央農用地の有効活用等に向けて積極的に関わられたい。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について

中海干拓農地の売渡し促進に当たっては、農地価格を据え置くとともに、入植促進農地貸付事業（取得前提リース・長期貸付リース）における貸付料の減額や農地等取得支援事業（農地取得貸付金等の各種融資）における

融資限度額の引き上げ等により、認定農業者、農業生産法人、Iターン等の新規就農希望者及び農業参入を目指す企業などに対する働きかけを強化してきた。

こうした促進策により、平成24年度には農業参入企業への長期貸付が増加し、公社管理農地は大幅に減少したものの、平成24年度末現在の未売渡し農地は37.7ha（取得前提貸付農地3.1haを除く。）であり、引き続きその売渡しに取り組んでいく必要がある。

については、今後とも関係機関と連携し、新規就農希望者等に各種支援制度のPRを積極的に行うとともに、都会地での新規就農相談会への参加等により中海干拓農地の売渡しに努められたい。

また、公社管理農地の減少は、土地改良賦課金や草刈り等の維持管理経費の縮減につながるものであることから、入植促進農地貸付事業のPR活動をより一層強化され、中海干拓農地の有効利用にも取り組まれたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 農地中間管理事業への適切な対応について（農業経営課）

団体に対する意見で述べたように、農地中間管理機構の指定に当たっては、指定先の運営に大きな影響を及ぼすことが想定されるところであり、国の動向を注視しつつ、業務が円滑に実施されるよう、指定先との連携を密にして適切な対応を行われたい。

② 石央農用地の有効活用等について（農畜産振興課）

団体に対する意見で述べたように、石央農用地の有効活用等については、農業振興や県の財政負担の軽減にもつながるものであり、団体と一体となって有効活用等が進むよう積極的に取り組まれたい。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について（農地整備課）

団体に対する意見で述べたように、中海干拓農地の売渡し等については、農業振興や県の財政負担の軽減にもつながるものであり、団体と一体となって積極的に取り組まれたい。

3	団体名	(公財) ふるさと島根定住財団	所管課	しまね暮らし推進課
---	-----	-----------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日

(2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのUIターンの促進を図り、もって、本県における人口定住に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 417,000千円 (県出資比率:100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

若年者の県内就職促進のため情報提供事業やキャリア形成支援企業理解の場の創出等、県外からのUIターン促進のため定住総合情報の提供やUIターン希望者等の受入れの強化、また、活力と魅力ある地域づくり促進のため地域の活性化を担う人々等の連携支援等に係る事業を行っている。

イ 事業費 506,237千円

(2) 補助金

ア ふるさと島根定住支援補助金

① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、団体の事業費等を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 352,770千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

定住対策の促進について

ふるさと島根定住財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのU Iターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。

若者の県内就職支援についてみると、「ジョブカフェしまね」による個別カウンセリングを通じた就職決定者は年々増加を続けており、また、県内外に進学した学生に対して島根県の企業情報や就職活動に関する情報を提供し、県内での就職を促進する「しまね学生登録制度」の新規登録者数は、平成24年度に大幅に増加している。

また、平成25年度に、島根県にU Iターンしたい人を対象として東京、大阪及び広島で開催した「しまねU Iターンフェア」は、各会場とも過去最高の来場者となった。

このことは、地方移住への関心の高まりとして受け止めることができるし、「U Iターンしまね産業体験事業」など財団が取り組んできた活動の成果として評価できる。

一方、本県人口は減少に歯止めがかからず、平成25年10月1日現在の推計人口は、前年同月より4,837人減少して702,237人となり、70万人を切ることも間近な状況となってきた。

については、これまでの成果を踏まえ、引き続き県内就職者やU Iターン者の増加につながるよう着実に取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

4	団体名	公立大学法人島根県立大学	所管課	(総務部) 総務課
---	-----	--------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営)

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、管理する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、大学を継続的に運営していくために必要な土地・建物を現物出資（評価額が団体の資本金に相当）し、平成24年度に出雲キャンパスの四年制大学化に伴う駐車場土地（111,119千円）を追加出資している。

なお、県の出資比率が100%であるが、現物出資は監査対象とならないことから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額 13,894,559千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

② 補助金額 245,001千円

(うち平成25年度への繰越額 190,811千円)

(2) 交付金

ア 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

② 交付金額 1,907,188千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

大学の施設開放の促進について

大学では、「公立大学法人島根県立大学不動産等貸付要領」において、主に1か月未満の短期使用を目的として施設開放ができることとし、開放を行う施設等については、「島根県立大学講堂等開放要領」等を定めているが、開放施設は、浜田キャンパス及び松江キャンパス内の一部施設にとどまっている。

については、地域に開かれた大学づくりを進める観点から、出雲キャンパス内の施設の開放の検討を行うなど、開放施設の拡大に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

5	団体名	(公財) 島根県育英会	所管課	(総務部) 総務課 高校教育課
---	-----	-------------	-----	--------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和33年6月17日

(2) 設立目的

優秀な学生又は生徒であつて、学資の支弁が困難であると認められる者に対する奨学金又は就学資金の貸与並びに学生寮を運営してその修学の便を図り、もつて社会に有為な人材の養成に寄与する。

(3) 県の出資状況

奨学金貸与事業の拡充に際し、基本財産を出資している。

出資金額 210,000千円 (県出資比率: 39.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

- ① 大学等の学生を対象とした就学資金及び奨学金の貸与
- ② 学生寮の運営

イ 事業実施状況

① 就学資金の貸与 (平成14年度から実施)

平成24年度貸与人数	46名
平成24年度貸与額	44,000千円
平成24年度末貸与延人数	520名
平成24年度末就学資金貸与金	340,934千円

② 奨学金の貸与 (昭和36年度から実施)

平成24年度貸与人数	158名
平成24年度貸与額	106,240千円
平成24年度末貸与延人数	3,638名
平成24年度末奨学金貸与金	793,860千円

③ 学生寮の運営

平成24年度新規入寮者27名

平成24年度充足率84.9% (定員70名)

(2) 補助金

ア 島根県高等学校等奨学事業費補助金

① 内容

県内に生活の本拠を有する者の子弟で、高等学校等に在学し学習意欲が旺盛でありながら経済的な理由により修学が困難な者を対象として島根県育英会が行う奨学資金の貸与(無利子)に必要な経費を島根県が補助する。

高等学校等奨学事業は、日本育英会の解散に伴い、平成17年度から島根県育英会が実施している。

② 補助金額 221,867千円

(3) 貸付金

ア 専修学校進学者特別支援資金

① 内容

雇用状況の悪化を受けて就職から専修学校への進学に進路変更せざるを得なかった高校生の修学を支援するため、島根県育英会が奨学金及び就学資金を貸与するのに必要な資金を、平成22年度及び平成23年度に貸し付けている。

② 貸付金額

平成23年度末残高	40,240千円
平成24年度貸付額	13,560千円
平成24年度返済額	360千円
平成24年度末残高	53,440千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

6	団体名	(一財) 島根県建築住宅センター	所管課	建築住宅課
---	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和49年7月13日

(2) 設立目的

建築物に関する安全性の確保及び適正な維持管理を推進することにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図るとともに、住宅に関する知識技術の啓発、普及等の住宅に関する各種の事業を実施し、もって県民の福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

なお、出資団体の監査は県出資比率が4分の1以上のものを対象としていることから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額 1,000千円 (県出資比率: 20%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金

① 内容

安全で安心して生活できる良質な住宅ストックを形成するため、県内の既存住宅の所有者にバリアフリー改修又は部分的耐震改修に要する工事費の一部を助成する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 200,000千円

イ 島根県木造住宅耐震改修等事業費補助金

① 内容

大規模災害発生時に予想される木造住宅の倒壊の抑制を図るため、既存木造住宅の耐震改修促進のための普及啓発事業に要する経費を補助する(県10/10)。

② 補助金額 2,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

今後の住宅リフォーム助成事業のあり方等について

「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金」は、高齢化社会に対応した住まいの性能を確保し、安全で安心して生活できる良質な住環境を整備するため、既存住宅をバリアフリー改修又は部分的耐震改修する者に対して費用助成を行うものである。

高齢化の進む県内においては、不慮の家庭内事故による死亡者が増加傾向にあり、住まいの安全対策は急務であるが、バリアフリー改修については、助成制度が浸透したこともあり、事業実績は年々増加しており、平成25年度も要望が多い。

また、木造住宅の耐震化率は、古い家が多いこともあり、平成20年度65%で全国最低となっている。耐震改修については、設計・施工業者の意識不足を解消するために、平成24年度補正で耐震改修を促進するための普及啓発事業を追加実施しているが、なかなか進まない状況にある。

については、これまでの事業実績や効果を検証するとともに、県民ニーズや関係団体の意見なども十分踏まえ、今後の事業のあり方等について検討されたい。

7	団体名	松江商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 明治27年3月16日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 96,415千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

8	団体名	出雲商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和21年10月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 50,919千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	萩・石見空港利用拡大促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年9月8日

(2) 設立目的

島根県西部・山口県北東部の一体的な地域発展のため、萩・石見空港の利用拡大を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として結成された利用促進協議会が実施する利用促進事業経費を補助し、もって利用者の増加及び航空路線の維持・拡大を図る（県1/2）。

② 補助金額 10,000千円

イ 萩・石見空港路線維持事業費補助金

① 内容

萩・石見空港の航空路線を維持し、安定した空港運営を継続するため、萩・石見空港路線を利用した首都圏等大都市圏域からの観光客誘致対策事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 60,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

萩・石見空港の利用促進について

新幹線や高速道路など他の高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、観光をはじめとする産業の振興や人口定住など地域の活性化にとって重要な課題である。

平成23年からは大阪路線が夏季期間限定運航となり、大阪路線の定期運航化と東京路線の複便化に向けて航空会社等と利用促進に取り組んでいる。

こうした中、国土交通省が羽田空港国内線発着枠の配分で募集した政策コンテストに応募し、1往復分が配分されたことから、平成26年3月からは念願であった東京路線の2往復便化が実現することとなった。

地元にとっては、観光振興等で大きな効果が期待できるが、2年間の期限付きであり、将来に向かって複便運航が継続されるよう、引き続き利用促進に取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

菟・石見空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、東京路線複便運航の維持等を図るため、団体の利用促進対策への支援、県関係部局や地元と連携した観光振興、地域振興等による需要創出対策などに積極的に取り組まれない。

10	団体名	隠岐空港利用促進協議会	所管課	交通対策課 観光振興課
----	-----	-------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年9月11日

(2) 設立目的

隠岐地域発展のため、空港の利用拡大を促進し、豊かで住みよい郷土づくりを図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

隠岐空港利用促進協議会が実施する、隠岐空港利用促進事業の経費及び隠岐空港ジェット便運航推進事業の経費を補助する（隠岐空港利用促進事業は県5/10、隠岐空港ジェット便運航推進事業は県10/10）。

② 補助金額 27,000千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

冬季の大阪便中型機Q400運行開始を受けて、隠岐空港利用促進協議会が閑散期の団体客誘客対策として実施する冬の味覚のPRやみなと周辺のにぎわい作り、体験メニューの設定等観光客誘致や受入体制支援事業に要する経費を補助する（県1/2）。

② 補助金額 5,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

補助金の管理執行が適切でなかったものについて

島根県空港利用促進事業費補助金の事業の一部について、隠岐観光協会と共同で実施し、その実施主体となった同協会に対し、事業費総額の一部を負担金として支出しているが、負担金の積算根拠が示されていないなど証拠書類記載内容の不備や確認漏れがあった。

イ 意見

① 補助金の適切な管理執行について

改善等を要する事項にもあるように、島根県空港利用促進事業費補助金の管理執行について適切に行われていなかった。

については、今後は補助金の適切な管理、執行に努められたい。

② 隠岐空港の利用促進について

隠岐空港利用促進協議会は、生活路線として島民の利便性向上と観光を主とした対策の実施により離島航空路線の維持・確保に努めている。また、東京羽田直行便を目指した大阪夏季ジェット便の運行継続を図るため、安定した利用実績の確保を図っている。

平成24年度の搭乗率は、夏季ジェット便で77.4%（目標搭乗率80%）、隠岐伊丹便で64.4%（目標搭乗率60%）、隠岐出雲便で56.1%（目標搭乗率60%）で一定の成果を上げている。

引き続き観光振興施策と連携した取組を効果的に展開し、安定的な利用の確保に努められたい。

(2) 所管課（交通対策課）

ア 改善等を要する事項

補助金交付事務が適切でなかったものについて

交通対策課においては、隠岐空港利用促進協議会における補助事業の実施状況について、現地への出張等の際に証拠書類で確認するなどの進捗管理を行っていたとして、事業終了後の実績報告に関する確認については提出書類審査によって行い、補助金額を確定していた。

しかしながら、島根県空港利用促進事業費補助金事業の一部について隠岐観光協会と共同実施した事業への負担金の積算根拠について適切に把握されていないなど、関係諸帳簿の確認が適切に行われておらず、実績報告における補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が不十分であることが判明した。

イ 意見

① 補助金交付事務の適切な執行について

改善等を要する事項にあるように、現地調査により進捗管理を行ったとしているものの、その際の証拠書類等の確認が不十分で、補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が適切に行われていなかった。

については、補助金の実績報告の内容について、関係帳簿等証拠書類の精査、確認を適切に行うとともに、隠岐空港利用促進協議会に対し、補助制度の適切な執行について指導されたい。

② 隠岐空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、安定的な利用の確保を図るため、引き続き観光振興施策と連携し、取り組まれない。

(3) 所管課（観光振興課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1.1	団体名	21世紀出雲空港整備利用 促進協議会	所管課	交通対策課
-----	-----	-----------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成7年6月28日

(2) 設立目的

出雲空港の整備及び利活用を促進し、地域の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

出雲空港の利用促進を図ることを目的として結成された利用促進協議会が実施する利用促進事業経費を補助し、もって利用者の増加及び航空路線の維持・拡大を図る。

② 補助金額 17,466千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

出雲空港の利用促進について

21世紀出雲空港整備利用促進協議会では、これまで利用者が減少する冬の空港利用につながる旅行商品の造成など観光振興とセットした利用促進対策や、航空運賃の低廉化に向けた要望活動等に取り組んできた。

平成25年度に入って、平成の大遷宮をはじめとする観光需要の高まりにより利用者数が伸びてきたところであるが、今後は、遷宮効果が終了した後の観光需要の減少、また、米子空港に就航した格安航空便の影響が懸念されるところである。

については、観光振興とセットした利用促進対策や航空運賃の低廉化に引き続き取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

出雲空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、観光振興とセットした利用促進対策や、航空運賃の低廉化に引き続き取り組まれない。

12	団体名	(一社) 島根県私学教育振興会	所管課	(総務部) 総務課
----	-----	-----------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和39年12月7日

(2) 設立目的

島根県における私立学校教育の振興を図り、もって教育文化の発展昂揚に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県私学教育振興会補助金

① 内容

団体の健全な発展を図るため、団体が私学教育振興のために行う研修事業、広報活動事業等に要する経費を補助する(県1/2)。

② 補助金額 5,024千円

イ 島根県私学教育振興会退職金資金給付事業補助金

① 内容

私立学校教職員の福祉の増進を図り、教職員の定着確保を期するため、団体が行う退職金資金給付事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 46,533千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	石見観光振興協議会	所管課	観光振興課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年10月11日

(2) 設立目的

石見地域全域の魅力アップと集客力の向上を目指し、観光産業関係者間の連携の促進を図り、もって石見地域の観光振興と地域の活性化に寄与する。

(3) 主な事業と構成員

石見地域の9市町、観光協会、商工会議所・商工会等35団体を構成員として、平成18年度に石見地域の統一的なチャッチフレーズ「なつかしの国 石見」を策定し、地元での一体感を醸成するとともに、共通ロゴによる県外への情報発信を実施した。平成20年度からは石見の魅力情報を発信していくため、「石見神楽」を核に石見地域を対象とした「なつかしの国 石見」観光キャンペーンを実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

石見観光振興協議会が実施する「なつかしの国 石見」観光キャンペーンや石見空港を利用した首都圏・関西圏からの観光誘客促進、宿泊を伴うスキー場利用者の誘客など冬季の誘客対策等に要する経費を補助している（県10/10）。

② 補助金額 50,000千円

イ 広域観光商品開発支援事業費補助金

① 内容

石見観光振興協議会が、石見の魅力情報発信事業として実施する情報サイト「なつかしの国 石見」の管理運営、「なつかしの国 石見」観光キャンペーンパンフレットの作成に要する経費を補助している（県1/2）。

② 補助金額 1,300千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

石見地域の観光振興について

石見観光振興協議会においては、「なつかしの国 石見」をキャッチフレーズに「石見神楽」を核とした広域観光を推進しており、平成24年度は「石見の夜神楽」毎日公演や神社における昼食付神楽上演、宿泊客を対象とした出張上演などの取組を行い、県内外での公演では石見地域外に石見神楽ファンを拡大した。

また、石見の食材を活用した新ご当地めし「神楽めし」キャンペーンや「柿本人麻呂ゆかりの地 石見」で万葉恋歌をモチーフに「石見で縁を深める」取組、世界遺産「石見銀山遺跡」での「歩く観光」の推進など、地域資源を活用した取組も進められているところである。

については、石見神楽ブランドの確立に向けた取組等、引き続き進めるとともに、各地域にある観光素材の新たな発掘と観光商品としての磨き上げに、県と地元がより一層連携して取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

14	団体名	神話の国縁結び観光協会	所管課	観光振興課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成17年5月10日

(2) 設立目的

出雲路の優れた自然、景観及び観光資源を全国に紹介し、出雲路観光のイメージの確立と定着化を図ることにより、交流人口の拡大及び地域産業の振興に寄与する。

(3) 主な事業と構成員

県、松江、出雲、安来の3市のほか、観光協会、商工会議所・商工会、旅館組合等51団体を構成員とし、「縁結び」をテーマに、メディア・雑誌等での情報発信や縁結びの地を巡る広域観光商品の企画、造成などの取組を行っている。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 広域観光商品開発支援事業費補助金

① 内容

地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促すため、神話の国縁結び観光協会が実施する観光商品の開発及びその宣伝販売について補助金を交付している（県1/2）。

② 補助金額 10,000千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

神話の国縁結び観光協会が、観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた取組として実施する「出雲路圏域冬季誘客事業～冬の出雲路 ご縁旅キャンペーン」について補助金を交付している（県10/10）。

② 補助金額 5,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

県の施策と連携した取組について

神話の国縁結び観光協会は、設立以来、島根県東部の官民が一体となり、「縁結び」をテーマに首都圏をターゲットとした情報発信や広域観光商品の企画を進めてきた。このような取組の成果は、縁結びスポットへの女性を中心とした観光客の入り込み数の増加などに見られるところであるが、今後、圏域内の観光客の入り込みを増やすためには、閑散期である冬季の誘客対策が不可欠である。

については、平成25年春の尾道松江線開通を契機とした山陽、四国、九州地域における情報発信の強化や幅広い世代に向けた誘客対策など、「神々の国しまね」プロジェクトに続いて県が平成25年度から展開している「ご縁の国しまね」キャンペーンと連携し、取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	隠岐観光協会	所管課	観光振興課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成22年6月1日

(2) 設立目的

隠岐島における交流人口の拡大、観光事業の発展と振興を図るとともに、観光を通じて地域経済の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

隠岐観光協会が実施する誘客イベントの開催や旅行商品の造成、Web等を活用したプロモーション等隠岐魅力アップ事業及びレンタカー・タクシーをセットした個人型旅行商品の販売等の冬季二次交通対策事業に要する経費を補助している（県10/10）。

② 補助金額 14,871千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

隠岐観光協会のあり方について

隠岐地域においては、これまでも地域の観光資源や特色を活かした取組が行われてきたが、近年、隠岐への観光客の入り込み数は減少傾向にある。

平成24年度は島根県が「古事記編纂千三百年」をキーワードに県内各地で観光客誘致の取組を行い、隠岐においては隠岐ジオパーク世界認定に向けた各種イベントが開催されたが、隠岐汽船乗降客のうち観光を目的とする者の数は82,367人で、平成21年度の97,608人から約15,000人の減となった。

このため、観光商品の内容や受入体制など観光振興の考え方や手法について、隠岐観光協会の新たな取組が求められるところであるが、取組体制や運営方法、財源の確保等の課題があり、隠岐観光協会のあり方について平成24年度から検討が続けられている。

については、隠岐ジオパーク世界認定を契機とした新たな観光振興の推進を図るため、隠岐観光協会のあり方について早急に結論をとりまとめ、取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	(一財)くにびきメッセ	所管課	商工政策課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年9月26日

(2) 設立目的

島根県の優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、コンベンションの誘致・支援を行い、県内産業の振興、地域の活性化、国際的な相互理解の増進及び文化の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 515,007千円 (県出資比率: 64.8%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

コンベンションの誘致及び支援に関する事業

イ 事業費 104,217千円

(うち基本財産運用益16,077千円)

(2) 補助金

ア 島根県学会等開催支援事業費補助金

① 内容

県内への学会等の誘致を促進するため、くにびきメッセが行う学会等開催の支援について、その経費を補助する。

② 補助金額 36,177千円

イ 島根県コンベンション開催支援事業費補助金

① 内容

県内へのコンベンションの誘致をなお一層促進するため、くにびきメッセがコンベンション主催者に対して行うコンベンション開催経費の助成について、その経費を補助する。

② 補助金額 12,300千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設等の利用の承認に関する業務
- ・会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他島根県が必要と認める業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 なし（利用料金制をとっているため。なお、利用収益は186,106千円）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	学校法人澤田学園	所管課	(総務部) 総務課
----	-----	----------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成11年8月6日

(2) 設立目的

松江総合医療専門学校を設置して、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、知識と人間性豊かな人材の育成に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 私立専修学校教育活動費補助金

① 内容

修業年数1年以上で職業に必要な技術の伝授を目的とする専修学校における教育条件の向上を図り、学校の振興及び定住を促進するため、私立の専修学校を設置する学校法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助する。

② 補助金額 9,795千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	山陰国際観光協議会	所管課	観光振興課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成15年12月18日

(2) 設立目的

山陰地方で広域的に外国人観光客の受入体制の整備、広報宣伝、国際定期便及び国際チャーター便の利用促進等を行うことにより、国際観光の増進を図る。

(3) 主な事業と構成員

鳥取県、島根県など行政17団体、鳥取・島根両県の経済団体33団体及び鳥取・島根両県の観光連盟ほか観光団体20団体を構成員として、外国人観光客の受入体制の整備、広報宣伝、国際定期便及び国際チャーター便の利用促進等の事業を実施している。

総務委員会、外国人観光客誘致対策委員会、国際定期航路利用促進委員会の3委員会構成されており、島根県は総務委員会、外国人観光客誘致対策委員会の事務局を担当している。鳥取県は、国際定期航路利用促進委員会の事務局を担当している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 外国人観光客誘致対策事業費補助金

① 内容

山陰国際観光協議会が、米子・ソウル便及び環日本海圏貨客船の利用による外国人観光客の誘致促進のため、外国人客を送客する旅行会社等に対して実施する助成に要する経費を補助する。

② 補助金額 1,789千円

(2) 負担金

ア 山陰国際観光協議会負担金

① 内容

山陰国際観光協議会の外国人観光客誘致対策委員会が実施する、旅行会社及びマスコミ取材の招請や現地観光説明会の開催等の事業に要する経費を負担する。

② 負担金額 4,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

19	団体名	広島県・島根県観光連携協議会	所管課	観光振興課
----	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成24年4月11日

(2) 設立目的

広島県及び島根県の共通するテーマ等を活かした一体的な情報発信等により、広域的な観光振興を連携して推進する。

(3) 主な事業と構成員

広島県、島根県、一般社団法人広島県観光連盟及び公益社団法人島根県観光連盟をもって構成しており、合同観光情報説明会の開催や旅行商品化の促進、旅行雑誌・Web等による情報発信を行っている。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 広島県・島根県観光連携協議会負担金

① 内容

広島県・島根県観光連携協議会の運営に係る経費を負担する。

② 負担金額 10,150千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

20	団体名	(公財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年11月1日

(2) 設立目的

多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もって地域の活性化と国際化に寄与する。

(3) 県の出資状況

基本財産として、団体の設立に際し4億5,000万円、平成4年度から平成10年度にかけて11億6,250万円を出資した。

平成11年度に収支不足を補填するため基本財産から6億円を取り崩し、これに2億円を増資して造成した運用財産を取り崩して事業を実施していたが、平成22年度に基本財産について満期保有を中心とした運用を改め、債券価格が購入時より高騰している場合は利益を確定するため売却するなどにより、運用財産を取り崩すことなく事業を実施している。

出資金額 1,012,500千円 (県出資比率: 79.0%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

① 多文化共生地域づくり事業 (外国人住民の総合的な生活等支援)

外国人・地域住民インフォメーション事業

コミュニティ通訳ボランティア派遣事業

留学生支援事業

多文化共生啓発事業

外国人住民日本語研修事業

ボランティア登録・活用事業

ボランティア研修事業

② 国際交流・協力事業

世界とつながる島根づくり助成事業

海外移住者等支援事業

国際交流団体等連携協力事業

イ 事業費	36,626千円
① 多文化共生地域づくり事業	25,432千円
② 国際交流・協力事業	11,194千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

21	団体名	(公財)しまね文化振興財団	所管課	文化国際課 文化財課
----	-----	---------------	-----	---------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日

(2) 設立目的

多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域社会の形成のため、広く県内の文化振興に関する事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 200,000千円 (県出資比率:100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

音楽、演劇その他の芸術及び芸能等の振興、伝統芸能・伝統文化の継承、育成、歴史文化の調査研究等に関する事業や、文化芸術活動を通じた次世代育成、県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援等に関する事業

イ 事業費 299,997千円

(2) 公の施設の指定管理

ア 島根県民会館(所在地 松江市)

① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 193,880千円(平成24年度)

イ 芸術文化センター(グラントワ)(所在地 益田市)

① 指定管理業務の内容

- ・センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

- ・芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務
- ② 指定期間 平成22年度～平成26年度
- ③ 指定管理料 309,487千円(平成24年度)

ウ 八雲立つ風土記の丘(所在地 松江市)

① 指定管理業務の内容

- ・資料館の入館料徴収に関する業務
- ・風土記の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

- ② 指定期間 平成22年度～平成26年度
- ③ 指定管理料 57,733千円(平成24年度)

3 監査の結果

(1) 団体

- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課

- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

イ 意見

八雲立つ風土記の丘の指定管理について(文化財課)

八雲立つ風土記の丘の指定管理については、入館料収入にメリットシステムが導入されており、平成24年度の入館料収入は目標額の73%にとどまったため、指定管理料の減額変更(20万円余)が行われていた。

平成23年度に監査を実施した際にも意見を述べたところであるが、収入目標額が企画展入館料が引き下げられる以前の収入実績を勘案して設定されており、現状では目標達成が相当困難なものになっている。

平成27年度に指定管理が更新される予定であるが、小中高校生の入館料が完全に無料化されている現在、メリットシステムについては、その継続の必要性を含めて検討を行われたい。

※ メリットシステムとは

指定管理業者の努力によって入館者の増、使用料の増収が可能な施設

を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った（下回った）場合は、その増（減）収分の1/2について当年度の指定管理料を増（減）するものである。

22	団体名	(公財)しまね女性センター	所管課	環境生活総務課
----	-----	---------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年10月12日

(2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 100,000千円 (県出資比率: 89.2%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

女性の抱える問題に関する相談事業、男女共同参画社会の実現に関する情報収集及び提供事業、調査研究事業、学習・研修事業並びに個人・グループ・団体等の活動及びネットワークづくりへの支援事業など、男女共同参画社会形成推進のための事業を行っている。

イ 事業費 35,029千円

(2) 公の施設の指定管理

ア 男女共同参画センター(あすてらす)(所在地 大田市)

① 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・施設及び設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県女性相談センター西部分室及び島根県西部県民センター県央事務所の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 86,200千円 (平成24年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

23	団体名	(公財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成8年3月25日

(2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、もって県民の福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 100,000千円 (県出資比率: 100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

建設技術に関する研修・講習・指導・図書出版及び販売、公共建設工事に関する調査・設計・技術審査・積算・施工監理及び検査業務の受託並びに地方公共団体への技術的支援、公共事業に係る松江地区建設発生土リサイクルヤードの整備運営等に関する事業

イ 事業費 199,037千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

平成 2 5 年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

平成 2 6 年 3 月 発行

島根県監査委員

〒 690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22 - 6651

FAX (0852) 22 - 6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp